

事務局ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全2枚）

新潟高教組

地公労確定交渉速報②

2023年11月9日 全組合員配布

臨時的賃金削減即刻廃止！最後まで追及！

会計年度任用職員一時金は35県が4月遡及改定

11月7日、地公労は第2回確定交渉を行った。

重点要求課題

- 10月30日(月)提案内容確認
- 出生サポート休暇日数増加・要件緩和
- 育児・介護休暇等の要件緩和や代替職員の確実な配置
- 臨時・会計年度処遇改善
- 雇用と年金の接続と処遇改善
- 臨時的賃金削減の中止及び削減率の圧縮

冒頭、知事宛大型ハガキ署名3,388筆（直接郵送含まず、高教組203筆（25分会））を提出、物価高に加え、職員への臨時的賃金削減が組合員の生活に大きな負担となっていること、そのような中でも組合員は県民のために働いている。そのような県職員の気持ちに報いるような努力はないのかと人事課長へ迫った。

第2回交渉では上記6項目を重点課題として県当局を追及した。提案にあった、「出生サポート休業制度」についてのやりとりでは、疑義について確認はできたものの、十分な制度とは言えないことから、引き続きより良い制度としていくよう求めた。各種休暇の要件緩和については「国を上回っている」状況から現状では難しいとの回答。新潟県の職員が働きやすくなるのが、人材の確保につながることを重点に訴えた。知事部局が昨年度末に行った「ハラスメント調査」によって、例年よりハラスメント相談が減っていることがわかった。教育庁では12月実施予定とされているが、調査による抑止効果が確認されていることから確実な実施を求めていく。また、各任命権者において、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の取扱について提案がされているが、実施時期が24年4月1日となっている。全国状況では35県が23年4月遡及改定となっていることから、同様とするよう追及していく。

臨時的賃金削減については、現状として率の圧縮・廃止は難しいと回答する人事課長に対し、次回部長交渉でも追及することを確認した。

地公労総決起集会 組合員80人集結

確定交渉勝利にむけ、意思統一を行う

遠藤地公労議長（高教組執行委員長）は挨拶の中で、臨時的賃金削減についての怒りをあらためて力強く訴えた。職員・教職員あわせて過労死基準を超える時間外勤務1月100時間以上が323人、年間720時間以上が393人いることが勧告により明らかになった。常態化する長時間労働の是正や欠員・未配置等の人員課題など課

題は山積しているにもかかわらず人事委員会は労働基準監督機関としての役割を果たしていないなど勧告の問題点を指摘した。確定交渉の最大課題である「臨時的賃金削減早期廃止」については、最後の最後まで求めていくと約束した。

また、事務局長の情勢報告では、「人件費についての財政協力は既にすんでいる」とし。当初目標はクリアされていることから廃止すべき」と説明した。また、勧告の完全実施や年内差額支給についても触れ、組合員の生活を守っていくことを訴えた。集会決意表明では、高教組から佐藤本部執行委員（万代分会）が「教育の ICT 化」にかかる課題を中心に高校現場の現状を報告し、「苦しい状況だが、仲間の声を聞き、明日への活力にしている」「健全で健康的な職場環境が必要」と決意を述べた。地公労の鋼の団結をさらに強固にし、ともに頑張っていく決意を確認した。

【お願い】

① 10 月 19 日付指示第 48 号

【地公労知事あて大型ハガキのとりくみ】

提出が 25 分会となっています。

お忙しい中ですが、最終交渉（11 月 15 日）にも追加分を提出いたします。地公労要求の前進のため、とりくみの徹底をお願いいたします。

② 10 月 10 日付指示第 43 号

【支部・分会代表者会議、組合学校の開催】

参加未報告の分会は 11 月 9 日(木)までに報告をお願いいたします。

ご不明な点は高教組本部までお問い合わせください。

TEL : 025-265-4151 FAX : 025-231-1036

MAIL : shinkoukyou@beach.ocn.ne.jp

組合の最大の使命は

「職場の実態を明らかにしながら粘り強く交渉を重ねていくこと」

求めなければ、何も改善しません（週報 22 年 11 月 10 日号より）

○要求実現に向け、ともにがんばりましょう○